

国税の質問は「タックスアンサー」をご利用ください

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を調べることができます。令和4年に、次の検索方法が追加・表示されましたので、確定申告書作成の参考としてご利用ください。

○追加・表示された検索方法

- ・4つの質問に答えることで、必要な情報を探す検索方法「自分にあった状況から探す」を追加
- ・ライブイベントなどに応じた検索方法「分野から探す」を追加
- ・前年のアクセスランキング上位10ページを掲載した「よく見られているページ」を表示

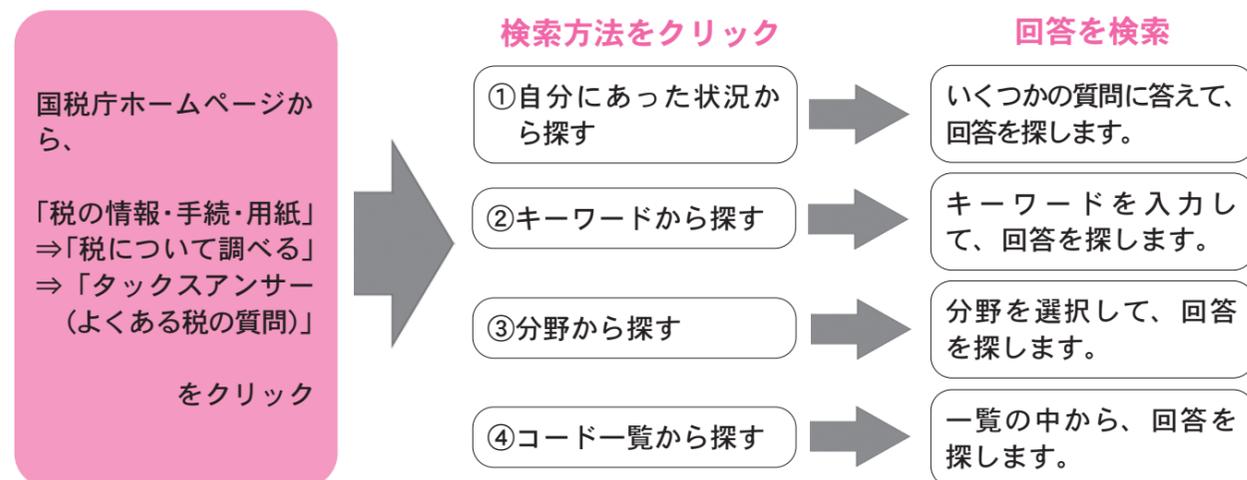
○タックスアンサーの利用方法

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からご利用ください。検索サイトで「タックスアンサー」と検索しても利用できます。



◀ 国税庁ホームページ
「タックスアンサー」

○質問に対する回答を調べる方法



○電話相談センターの案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的な相談を、国税庁および国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。北見税務署 (☎ 23-7151) へ電話し、音声案内に従って、番号「1」を選択すると、「電話相談センター」につながりますので利用してください。

なお、確定申告期については、番号「0」を選択すると、「確定申告電話相談センター」につながりますので利用してください。

音声案内に従って、番号「1」を選択後、相談内容に応じて、以下の番号を選択してください。

- ①所得税②年末調整などの源泉徴収や支払調書③譲渡所得（個人）・相続税・贈与税・財産の評価
④法人税⑤消費税・印紙税⑥其他のご相談

○税務署での申告・面接相談は、事前予約が必要

税務署では、納税者の皆さんをお待たせしないよう申告、面接相談の予約制を実施しています。電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、北見税務署で面接相談を受け付けていますので、面接相談を希望される方は、北見税務署 (☎ 23-7151) に電話で相談日時を予約してください。

※予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承ください。また、確定申告期間中（1～3月）の申告所得税および個人事業者の消費税ならびに贈与税に関する申告・面接相談については、電話による事前予約を行いません。

確定申告が必要な場合および還付となる場合

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることになるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

○確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・1か所から給与の支払いを受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・2か所以上から給与の支払いを受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

○確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ・災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産が受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ・病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
- ・ふるさと納税などの寄付を行い、寄付金控除を受ける場合
- ・家屋を住宅借入金などで新築や購入、増改築などをして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

○確定申告書は、自宅からスマートフォンやパソコンで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。

マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税などの情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターをお持ちの方は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して提出できます。

確定申告に関する税務相談は「チャットボット」で

国税庁ホームページで、令和4年分所得税の確定申告および消費税の確定申告に関する税務相談「チャットボット」を次の日程で開始します。

○開始日

- ・所得税の確定申告 1月4日(水)～
- ・消費税の確定申告 1月下旬～



◀ 国税庁ホームページ
「チャットボット（ふたば）に質問する」

○チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、メニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AIが自動で回答を表示するウェブサービスです。

チャットボットを利用することにより、税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることができます。

○どんなことが相談できるのか

所得税の確定申告では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」など各種控除のほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をさせていただくことができます。

また、e-Tax やスマートフォン申告を含む確定申告書等作成コーナーの事前準備の案内やエラーの対処方法などについて、回答の充実を図っています。

消費税の確定申告では、課税事業者の説明や一般・簡易区分のほか、消費税額の計算方法や申告手続きなど新たに課税事業者になった方から多く寄せられる事項を中心に回答しています。

なお、詳しい相談範囲については、国税庁ホームページをご覧ください。